

公 告

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 入札に付する事項

品名(件名)	規格	単位	予定数量	履行場所	履行期間
市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検(定期検査)及び 車検関連整備(トヨタ車両)	点	63.1	契約相手方 指定場所	契約締結日～ 令和7年3月31日
	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検(定期検査)及び 車検関連整備(富士重工車両)	点	10		
	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検(定期検査)及び 車検関連整備(日産車両)	点	47.3		
	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検(定期検査)及び 車検関連整備(三菱(小型)車両)	点	9.7		

2 入札方式 一般競争入札

3 入札日時場所 令和6年4月23日(火) 14:00～ 航空自衛隊奈良基地会計課入札室

4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級を有する者で近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 幹部候補生学校契約担当官から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から、装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

5 落札決定方法 総額決定(単価契約)

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税事業者又は免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金: 予算決算及び会計令第77条第1項第2号により免除
契約保証金: 予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

7 入札の無効 (1) 4の競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の有無 有

9 適用する契約条項 (1) 航空自衛隊標準契約(請書)条項 物品売買契約(請書)条項及び役務供給契約(請書)条項並びに適用契約条項の関係条項
(2) 特約条項 暴力団排除に関する特約条項(工事以外)及び車両の外注整備に関する特約条項

10 入札説明会の有無 無

11 その他 (1) 入札参加希望者は、入札開始前までに下記問い合わせ先に連絡すること。
(2) 本入札は郵便入札とする。
(3) 郵便入札は令和6年4月23日(火) 14:00までに契約担当官に到着しない場合は無効とする。
(4) 入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(5) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
(6) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額を徴収する。
(7) 市販型車両外注整備(小型)に使用する部品の割引率については部品割引率表のとおりとする。
(8) 詳細は、「車両外注整備共通仕様書」により示す。

12 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 航空自衛隊 奈良基地(航空自衛隊 幹部候補生学校 会計課 契約班)
〒630-8522 奈良県奈良市法華寺町1578番地
電話 0742(33)3951 内線 229
FAX 0742(33)5477(直通) 担当 竹岡
奈良基地HP <https://www.mod.go.jp/asdf/nara/>

入 札 書

下記のとおり、貴通知・広告に対し、入札及び契約心得・標準契約条項等
承知のうえ、下記のとおり入札します。

令和6年4月23日

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

履行期間		契約締結日～令和7年3月31日	履行場所			契約相手方指定場所		
No.	品 名 (件名)	規 格	同等品	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
1	市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (トヨタ車両)	/	点	63.1			
2	市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (富士重工車両)	/	点	10.0			
3	市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (日産車両)	/	点	47.3			
4	市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (三菱 (小型) 車両)	/	点	9.7			
		以 下 余 白						
入 札 金 額		¥						

※入札金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。

部品割引率表

No.	品名(件名)	規格	割引価格	備考
1	車両補用部品(純正部品)	トヨタ部品	16%引き価格	
2	車両補用部品(純正部品)	富士重工部品	22%引き価格	
3	車両補用部品(純正部品)	日産部品	20%引き価格	
4	車両補用部品(純正部品)	三菱(小型)部品	20%引き価格	
5	車両補用部品(優良部品)	ファンベルト	58%引き価格	純正品に準ずるもの、または同等以上のもの
6	車両補用部品(優良部品)	ワイパー	58%引き価格	純正品に準ずるもの、または同等以上のもの
7	車両補用部品(優良部品)	エレメント	58%引き価格	純正品に準ずるもの、または同等以上のもの

車両の外注整備に関する特約条項

(作業点数)

第1条

- 1 作業点数の算出には、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会発行の自動車整備標準作業点数表（定期点検編、乗用車編及び貨物車編）を適用するものとする。その際、定期点検については、最新の点数表を使用し、一般整備については、発行年度に関わらず当該型式が掲載されている点数表を適用するものとする。
- 2 自動車整備標準作業点数表に掲載されていない車両は、奈良基地外注車両参照点数表に記載している参照型式により作業点数を算出するものとする。
- 3 道路運送車両法適用除外車両（防衛ナンバー）については、事業用の作業点数を適用するものとする。また、I検査は事業用3か月点検の作業点数を、M検査は事業用12か月点検の作業点数を、それぞれ適用するものとする。
- 4 自動車整備標準作業点数表に掲載されていない作業については、甲、乙協議のうえ、作業点数を決定するものとする。
- 5 整備に要する純正部品の単価は、各自動車製造会社の発行する純正部品価格表に示すメーカー希望小売価格、優良部品の単価は、各製造業者の示す標準価格を適用するものとする。
- 6 前項の部品の割引率については、付表（部品割引率表）を適用するものとする。

(整備作業)

第2条

- 1 甲は、毎月末、翌月の外注整備予定表を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の予定表に基づき発注書を作成し、車両及び所用の官給品を乙に引き渡すものとする。
- 3 乙は、発注書に明示された事項以外について整備を要する場合は、速やかに甲に通知し、甲と協議するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により必要と認めた場合は、追加整備に係る発注書を送付し、乙は、引き渡し予定期間内に整備を完了させるものとする。ただし、期間内に整備完了が困難である場合は、甲、乙協議のうえ、引き渡し期間を決定するものとする。

(必要書類)

第3条

乙は、道路運送車両法適用市販型車両（民間ナンバー）の車検整備について、甲から自動車重量税印紙の交付及び自動車損害賠償保険証書の提示を受け、整備するものとする。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	車両外注整備共通仕様書	幹候校LPS-V23001	
		承認	令和 5年 3月28日
		作成	令和 5年 3月28日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	幹部候補生学校 業務部 管理課		

1 総則

1.1 適用範囲

- a) 本仕様書は、幹部候補生学校長（基地業務担当部隊等の長）が実施する市販型車両の外注整備について、規定する。
- b) 本仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語及び定義

本仕様書及び本仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1.2.1 個別技術指令書等

個別技術指令書等とは、次による。

- a) 個別技術指令書 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）
- b) 製造会社取扱説明書等 製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。

1.2.2 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、附属品及び予備品をいう。

1.2.3 修理不能

修理不能とは、次の場合をいう。

- a) 個別仕様書に特に規定がない場合、修理費（修復に要する部品費、役務費、梱包及び輸送費を含む総費用）が、当該品目（互換性品目及びその他の代品を含む。）の修理時における新品取得価格の65%以上と見積もられる場合
- b) 特に官側が規定した場合

1.3 履行場所

契約相手方の指定する場所

件名	車両外注整備共通仕様書
----	-------------

1.4 履行期限

個別仕様書に示す。

1.5 対象物品

個別仕様書に示す。

1.6 関連文書

a) 法令等

- 1) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)
- 2) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- 3) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- 4) 道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号)
- 5) 道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号)
- 6) 自動車点検基準 (昭和26年運輸省令第70号)
- 7) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令 (昭和45年防衛庁訓令第1号)
- 8) 航空自衛隊物品管理補給規則 (昭和43年航空自衛隊達第35号)
- 9) 航空自衛隊装備品等整備規則 (昭和46年航空自衛隊達第10号)
- 10) 航空自衛隊調達規則 (JAFR124)
- 11) 航空自衛隊物品管理補給手続 (JAFR125)
- 12) 優良自動車部品の採用について (空幕調達第275号)

b) 技術指令書

- 1) 航空自衛隊装備品等共通整備基準 (J.T.O.00-10-1)
- 2) 航空自衛隊車両等整備基準 (J.T.O.00-10-9)
- 3) 個別技術指令書等
- 4) 車両等の塗装及び標識 (J.T.O.36-1-3)
- 5) 車両等検査要項 (J.T.O.36-1-6)
- 6) 車両等の防錆処置要領 (J.T.O.36-1-52)
- 7) 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令 (J.T.O.00-20B-6)

c) その他

- 1) 自動車整備標準作業点数表 (日本自動車整備振興会連合会編)
- 2) 日本工業規格 (JIS)

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 概要

車両等の整備作業(定期点検, 定期検査, 車検関連整備, 追加整備, その他の整備)を実施する。

2.1.2 細部事項

2.1.2.1 共通

- a) 整備作業の実施日時は, 監督官と協議の上, 決定する。
- b) 当該役務に必要な資格を有する者により作業を実施する。
- c) 車両等の特性, 状態を考慮して, 整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を行う。

件名	車両外注整備共通仕様書
----	-------------

- d) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書で官給を規定したものを除き、契約相手方で準備する。
- e) 部品等は、原則として製造会社の純正部品(個別技術指令書等に記載された部品)及び空幕調達第275号に示す優良部品及びリビルト品とする。
- f) 整備作業において、修理不能品(組部品)が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし流用は、同一契約の範囲とする。
- g) 車両等の機能・性能は、特に個別仕様書に規定する場合を除き、道路運送車両法適用車両は道路運送車両の保安基準に、道路運送車両法適用除外車両は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しなければならない
なお、契約相手方は作業の完了にあたり、納品書・検査調書(別紙様式第2)を作成し、官側へ提出する。
- h) 本役務に係る事故等については、契約相手方の負担において処置する。

2.1.2.2 定期点検

- a) 道路運送法適用車両について、道路運送車両法第48条に基づく定期点検(3か月、6か月、12か月、24か月)を行う。定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態(おそれがある場合を含む。)にあると認められる場合は、その状態を官側に報告し、指示を受ける。
- b) 自動車点検基準、個別技術指令書等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、その結果を点検整備記録簿等に記録する。
なお、道路運送車両法第62条に規定する継続検査が関連する場合、検査代行業務を行う。

2.1.2.3 定期検査

- a) 道路運送法適用除外車両について、航空自衛隊車両等整備基準に定めるI検査(6か月ごと)又はM検査(12か月ごと)を行う。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態(おそれがある場合を含む。)にあると認められる場合は、その状態を官側に報告し、指示を受ける。
- b) 車両等検査要項の一般検査手順、施設、荷役、その他の検査基準及び個別指令書等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、その結果を車両等作業用紙(別紙様式第1)に記録する。

2.1.2.4 車検関連整備

車検関連整備は、次の工程の作業を行う。

- a) エンジン・下廻り洗浄
- b) フロント及びリヤ・ブレーキの清掃
- c) 下廻り塗装
- d) ヘッドライト調整
- e) 保安確認検査(自動車整備標準作業点数表第4項(2)による作業)

件名	車両外注整備共通仕様書
----	-------------

2.1.2.5 追加整備

定期点検又は定期検査の結果、判明した要修理箇所について、道路運送車両の保安基準又は自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合させるため、次の作業を実施する。

- a) 要修理箇所を整備するため、必要な単位に分解し検査（以下、分解検査という。）する。検査は、分解した部品を、個別仕様書等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する部品及び材料（以下、部品等という。）を判定する。
なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要に応じ洗浄等の処置を行う。
- b) 分解検査で判定された修理方法により、要修理箇所を、車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。
 - 1) 部品等を交換する。
 - 2) 修理のため、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で加工する。
 - 3) 分解検査後、交換及び加工により修復したものを含めた部品等を、車両等の性能を発揮するため、適正な手順、方法により組立て、必要に応じて各部を調整する。
 - 4) 車両等の必要な部位又は部品に必要な潤滑効果を与えるため、適合した油脂を選定のうえ適正量を給油（脂）する。
- c) 個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）に基づき塗装する。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させる。
- d) 次に示す場合は、作業を一時中止し、官側に申し出るものとする。
 - 1) 車両等を修理するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
 - 2) 当該車両が整備作業中に修理不能と判明した場合（ただし、この仕様書の1. 2. 3 a) に該当する場合は概算修理見積書（様式任意）を作成し、官側に提出する。）

2.1.2.6 その他の整備

個別仕様書で規定した作業を行う。

2.2 発生材

交換した部品等は、整備作業完了後、リビルト品を除き官側へ返納する。

3 監督・検査

- a) 本仕様書に基づき、契約相手方は監督官の指示、立会等のもと当該役務を実施する
- b) 契約相手方は当該役務完了後、品質証拠資料等を検査官に提出して内容について検査を受け、検査合格をもって役務完了とする。

件名	車両外注整備共通仕様書
----	-------------

4 一般事項

- a) 車両等の引き渡しから受け取りまでの間での一切の保管責任は契約相手方の責任とする。
- b) 官給品については、個別仕様書で規定するものとし、官給品使用明細書（別紙様式第3）に記録し、引き渡しから受け取りまでの間での一切の保管責任は契約相手方の責任とする。
- c) 整備作業期間中における契約相手方の過失，その他により生じた損害は，すべて契約相手方の責任とする。
- d) 特に個別仕様書に規定する場合を除き，車両等の搬入及び搬出は，官側において実施する。
- e) 契約相手方は，必要に応じ次の書類を提出しなければならない。
 - 1) 点検整備記録簿
 - 2) 車両等作業用紙（別紙様式第1）
 - 3) 納品書・検査調書（別紙様式第2）
 - 4) 官給品等使用明細書（別紙様式第3）
 - 5) 管理換票（別紙様式第4）
 - 6) その他官側の指示するもの。
- f) 契約相手方は，整備作業に係る安全管理（危険物，火気類，毒劇物，高圧ガス，公害及び静電気等）について，法令で定められたものについては，当該法令に基づき，その他のものは，規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）により，適切に安全管理を実施しなければならない。
- g) 契約相手方は，官側から次の事項について依頼された場合には，技術等の協力をしなければならない。
 - 1) 不具合に関する原因，対策及び処置に関する調査検討
 - 2) 技術的事項に関する資料等の提示又は提出
- h) 本仕様書に明記なき事項については，監督官を通じて契約担当官と協議して決定する。

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																									
車種	検査の種類	I : <input type="checkbox"/> 、M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理換 : ※印	✓ 良好 × 調整 ×× 取換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油																								
自動車番号	所属部隊																												
開始日付	完了日付			分解したら記号を○で囲む																									
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																						
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																									
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																									
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																									
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																									
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																									
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																									
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																									
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																									
9. パワー・ステアリング・装置のオイル漏れ、オイル量※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																									
10. パワー・ステアリング装置の取付け緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																									
II. 制動装置				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部																									
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだ時の床板との隙間※				3. コイル・スプリングの損傷																									
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																									
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																									
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																									
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																									
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションの各連結部のがた																									
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																									
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																									
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm		V. 動力伝達装置			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm																			
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																				
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																									
12. ブレーキ・バルブ・、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																									
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) リーズ・フォーク先端の遊び																									
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																									
15. ブレーキ・カムの摩耗				2. クラッチの作用																									
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. クラッチ液の量																									
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																									
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																									
19. バック・プレートの状態				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																									
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																									
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニングまたはパッドの残厚				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm		(1) スプライン部の摩耗によるがた			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm																			
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																				
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																									
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																									
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み				10. ディファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																									
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				VI. 電気装置																									
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態																									
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期																									
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態																									
III. 走行装置				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																									
1. タイヤの状態 ※				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																									
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				VII. 原動機																									
(2) タイヤの亀裂、損傷				1. 低速と加速の状態																									
(3) タイヤの磯の深さ、異状摩耗				2. 排気の状態																									
* タイヤの磯の深さ				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒鉛</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒鉛																	
CO		HC		黒鉛																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm		3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm																			
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																				
				4. エア・クリーナの油の汚れと量																									
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																									
				6. エンジン・オイルの漏れ																									

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付の緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等と損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガスの減少装置の取付の緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラと機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 開き扉発射防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シャシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊長等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊長等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊長等の長印	
------	--	------	--	-------	--	----------	--

令和6年4月23日

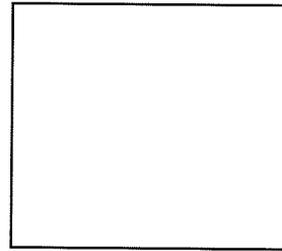
委任状

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行 殿

私は _____ を代理人と定め、次の行為を
行う権限を委任します。

当社との関係 : _____

使用印鑑



委任事項 下記事項に対する、入札又は見積に関する一切の権限

- 品名(件名) : 市販型車両外注整備(小型)
- 履行場所 : 契約相手方指定場所
- 履行期間 : 契約締結日～令和7年3月31日

委任者住所

法人名

代表者

市価調査表

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

履 行 期 間	契約締結日～ 令和7年3月31日	履 行 場 所		契約相手方指定場所		
品 名 (件名)	規 格	単 位	予定 数量	単 価	金 額	備 考
市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (トヨタ車両)	点	63.1			
市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (富士重工車両)	点	10.0			
市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (日産車両)	点	47.3			
市販型車両外注整備 (小型)	現地外注整備共通仕様書のとおり 定期点検 (定期検査) 及び 車検関連整備 (三菱 (小型) 車両)	点	9.7			
	以 下 余 白					
市場価格						

※市場価格には消費税及び地方消費税は含まない。